

医政発 0325 第 15 号
薬食発 0325 第 9 号
保 発 0325 第 5 号
平成 25 年 3 月 25 日

各

都道府県知事
地方厚生（支）局長

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について

平成 23 年の「国民の声」集中受付月間において、診療録等と同様に、処方箋及び調剤録についても、医療機関等が適切に管理する場所等に電子的に保存することを可能とするよう規制緩和要望が寄せられたところである。

診療録等を医療機関等以外の場所へ外部保存する場合については、「診療録等の保存を行う場所について」（平成 14 年 3 月 29 日付け医政発第 0329003 号・保発第 0329001 号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知。以下「外部保存通知」という。）により既に認められていることに鑑み、記入済みの調剤録等も当該通知で示されている条件に準じて外部保存を行うことを認めることとし、外部保存通知を別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれても、下記の事項に留意するとともに、改正内容について御了知の上、関係者に周知方を願います。

記

1. 薬剤師法（昭和 35 年法律 146 号）第 27 条に規定する調剤済み処方箋の保存については、外部保存通知第 2 の 1 に掲げる基準を満たす場合には、外部保存通知第 3 に掲げる事項に留意したうえで、電子媒体により、薬局以外の場所で行うことを可能としたこと。また、外部保存通知第 2 の 2 に掲げる基準を満たす場合には、紙媒体の調剤済み処方せんも、薬局以外の場所で行うことを可能としたこと。
2. 薬剤師法第 28 条第 3 項に規定する調剤録の保存については外部保存通知第 2 の 1 に掲げる基準を満たす場合には、外部保存通知第 3 に掲げる事項に留意したうえで、電子媒体により、薬局以外の場所で行うことを可能としたこと。また、外部保存通知第 2 の 2 に掲げる基準を満たす場合には、紙媒体の調剤録の保存についても、薬局以外の場所で行うことを可能としたこと。ただし、同条第 1 項の規定に基づき、必要に応じて直ちに調剤録を記入できる体制を整備しておかなければならないこと。
3. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 6 条に規定されている調剤済みの処方せん及び調剤録並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 28 条に規定されている調剤済みの処方せん及び調剤録の保存についても、薬剤師法第 27 条に規定する調剤済み処方箋及び同法第 28 条第 3 項に規定する調剤録と同様の扱いとしたこと。
4. 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付の取扱い及び担当に関する基準第 9 条に規定されている診療録等についても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）に規定する診療録等と同様の扱いとしたこと。